

きょう せい しゃ かい

じつ げん

# 「共生社会」の実現のために

しょう がい  
障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じよ  
うに大切であり、かけがえのないものです。

ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによっ  
て、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会  
ぜん たい きょう ゆう 全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一歩一歩の積み重ねが、障害のある  
ひと ひと たが ひと ひと ひと ひと  
人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いな  
がら共に生きる社会(共生社会)の実現へつながっ  
ていきます。



この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。

こうした機会を通じ、障害のある人とない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

このリーフレットを通じて、ひとりでも多くの方に、新しい一歩を踏み出していただくことを願っています。

